

入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、次の改正を行います。

- ① 共同住宅について、区分所有者が住戸ごとに長期優良住宅建築等計画の認定等を受ける仕組みから管理組合が一括して建物ごとに認定を受ける仕組みに変更となることに伴い、条文の整備を行います。
- ② 住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施すること等に伴い、手数料金額の見直し及び条文の整備を行います。

※手数料の額は、埼玉県や近隣市も同様の見直しを予定しています。

施行日 令和4年2月20日